

令和5年 第4回

士幌町議会定例会議案

令和5年12月8日

- 承認第1号 専決処分承認を求めることについて
議案第1号 辺地総合整備計画の変更について
議案第2号 債権の放棄について
議案第3号 債権の放棄について
議案第4号 指定管理者の指定について
議案第5号 指定管理者の指定について
議案第6号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第7号 土幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
議案第8号 土幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第9号 土幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第10号 土幌町空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例案
議案第11号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案
議案第12号 土幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第13号 土幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
議案第14号 令和5年度土幌町一般会計補正予算（第9号）
議案第15号 令和5年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第16号 令和5年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
議案第17号 令和5年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第18号 令和5年度土幌町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
議案第19号 令和5年度土幌町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第20号 令和5年度土幌町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和5年12月8日

土幌町議会議長 河口 和吉 様

土幌町長 高木 康弘

議案第 1 号

辺地総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項の規定により、上居辺・佐倉・下居辺辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

説 明

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

総合整備計画書（案）

北海道河東郡士幌町 上居辺・佐倉・下居辺辺地
(辺地の人口 805人 面積107.8 km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 河東郡士幌町字士幌の一部・字下居辺・字ワッカクネネツプ・字イショッポ
- (2) 地域の中心の位置 河東郡士幌町字士幌東7線173番地2
- (3) 辺地度点数 198点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- (1) 産業の振興 道路 ～ この地区は、東に丘陵と居辺川の河岸段丘地帯の地形となっており、天然林と人工林が混在している。林道の未整備区域では、伐採期を迎えた森林などがあり、効率的な間伐、育林に支障をきたしており、又自然災害などにも対応する為に必要である。
また、この地区は、大規模農業経営が行われている区域となっている。作業機械の大型化により、現況道路の幅員では営農に支障をきたしている状況である。農作業道の整備を進めることにより、農業生産の基盤整備を図るものである。
- (2) 道路 ～ 大規模農業経営が行われている区域の道路であるため、農畜産物の搬入出路の改善策として改良舗装、防雪対策の整備が必要である。
- (3) 農業経営近代化施設 ～ 大規模農業経営が行われている区域で土地利用の変化及び降雨形態の変化に伴い、降雨時には流出量の増加により通水能力が不足し、農地に湛水被害が発生している。排水路及び農道の整備を行い、農地の湛水被害を解消し、生産性の向上及び農作業の効率化を図る為に必要である。
- (4) 教育文化施設 ～ 辺地地区の児童・生徒の小中学校への通学のため、スクールバスを運行している。当該辺地のスクールバス運行路線である朝陽線について、平成31年4月より、児童生徒の乗車状況、通学時間等を考慮し、本来、予備車である車両を充てがい路線の増加をして運行している。同車両は、通学のためだけでなく、学校(学習)活動で移動を伴う際の手段としても運行を担っているため、児童生徒の通学及び学習活動の重要な手段の一つであるスクールバスを、より効率の良い運用とするため、整備が必要である。
- (5) 観光・レクリエーション ～ 近年の旅行は、「観光地へ行くこと」自体が目的ではなく、個人の嗜好や価値観が満たされる場へ行き、そこでの経験を同行者や他者と共有することが重要な目的の一つとなっている。一方で、旅の受入側としてもマス移動を対象とした効率重視の観光ビジネス的な視点だけでは、町の観光は存続できない時代となっている。利用者ニーズに対応した施設、機能の強化、豊かな自然資源を活かした周辺(屋外)整備によって、町の観光資源価値が高められ、旅行者にとっては士幌町が通過点からゴール・滞在場所となり、地域住民や近隣住民にとっては魅力的かつ永続的な施設となり両者にとって、士幌町が観光地から幸福感が得られる「感幸地」へ変化し、地域住民は「住み続けたいまち」、来訪者(交流人口、関係人口)や移住希望者などは「住んでみたいまち」へとつながることが期待される。

3. 公共的施設の整備計画

令和4年度から令和8年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
産業の振興 道路 (森林管理道ワッカ美加登線 開設事業)	北海道	152,017	112,500	39,517	39,500
道路 (橋梁長寿命化修繕事業(上 居辺・佐倉・下居辺))	士幌町	108,271	65,568	42,703	42,500
農業経営 近代化施設 (上居辺地区道営特別農道整 備事業)	北海道	260,100	0	260,100	260,100
農業経営 近代化施設 (下居辺地区明渠関連事業)	士幌町	(184,000) 0	(108,800) 0	(75,200) 0	(75,200) 0
教育文化施設 (スクールバス整備事業)	士幌町	24,520	0	24,520	24,500
観光・レクリエーション (プラザ緑風再整備事業)	士幌町	1,054,355	0	1,054,355	1,000,100
合 計		(1,783,263) 1,599,263	(286,868) 178,068	(1,496,395) 1,421,195	(1,441,900) 1,366,700

議案第2号

債権の放棄について

次のとおり権利を放棄したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 放棄する権利 水道使用料債権

2 債権額 1,004,046円

3 債務者 15人

4 債権の概要

調停 年度	放棄の理由						計	
	本人死亡		所在不明		無資力			
	債権 数	金額 (円)	債権 数	金額 (円)	債権 数	金額 (円)	債権 数	金額(円)
平成13					7	23,320	7	23,320
平成14					11	40,220	11	40,220
平成17			5	6,560	12	18,680	17	25,240
平成18			12	20,040			12	20,040
平成19			12	19,020			12	19,020
平成20			12	16,500	9	21,320	21	37,820
平成21			10	10,500	10	16,740	20	27,240
平成22			5	11,580	12	25,650	17	37,230
平成23			16	49,940	12	21,570	28	71,510
平成24			18	58,380	11	19,220	29	77,600
平成25			24	108,350	11	21,090	35	129,440
平成26			27	151,200	12	26,330	39	177,530
平成27			18	37,200	12	22,420	30	59,620
平成28			27	58,970	12	19,020	39	77,990
平成29	4	18,000	32	59,380	8	14,431	44	91,811
平成30			25	44,860			25	44,860
令和1	2	9,000	28	31,420			30	40,420
令和2			3	3,135			3	3,135
合計	6	27,000	274	687,035	139	290,011	419	1,004,046

5 債権放棄の理由

略称	放棄の理由説明
本人死亡	債務者本人が死亡し、相続人及び財産の存否も明らかでないため、消滅時効の期間が経過したものであることから、債権を放棄するもの。
所在不明	債務者の所在が不明であり、消滅時効の期間が経過したものであることから、債権を放棄するもの。
無 資 力	債務者の資力が無い又は不十分であり、債務を履行する見込みがないと認められ、消滅時効の期間が経過したものであることから、債権を放棄するもの。

説 明

債権の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 3 号

債権の放棄について

次のとおり権利を放棄したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 放棄する権利 士幌町国民健康保険病院 医療費債権

2 債権額 11,928円

3 債務者 1人

4 債権の概要

(1) 調停年度 令和元年度

(2) 放棄の理由 本人死亡のため

5 債権放棄の理由

略称	放棄の理由説明
本人死亡	債務者本人が死亡し、相続人及び財産の存否も明らかでないため、消滅時効の期間が経過したものであることから、債権を放棄するもの。

説 明

債権の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第4号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 士幌町いきいきデイサービスセンター
- 2 指定管理者 河東郡士幌町字士幌西2線169番地5
社会福祉法人士幌愛風会
理事長 服部悦朗
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

説明

士幌町いきいきデイサービスセンターに係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第5号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 士幌町農畜産物加工研修施設

- 2 指定管理者 河東郡士幌町字士幌西2線147番地
株式会社C h e e r S
代表取締役 加 納 三 司

- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

説 明

士幌町農畜産物加工研修施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第6号

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和31年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「6月に支給する場合には」を、「100分の120」の次に「、12月に支給する場合には100分の125」を加え、同条第3項中「100分の67.5」の次に「、100分の125」とあるのは「100分の70」を加える。

第15条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の100」の次に「、12月に支給する場合には100分の105」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の47.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の50」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300

9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900

42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600

75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
94		295,900	343,600	382,500		
95		296,200	344,100	382,900		
96		296,600	344,500	383,300		
97		296,800	344,700	383,600		
98		297,100	345,100	384,100		
99		297,500	345,500	384,500		
100		297,900	345,800	384,900		
101		298,100	346,100	385,200		
102		298,400	346,500	385,700		
103		298,800	346,900	386,100		
104		299,100	347,300	386,500		
105		299,300	347,800	386,800		
106		299,600	348,200			
107		300,000	348,600			

108		300,300	349,000			
109		300,500	349,500			
110		300,900	349,900			
111		301,300	350,200			
112		301,600	350,500			
113		301,800	351,000			
114		302,000				
115		302,300				
116		302,700				
117		302,900				
118		303,100				
119		303,400				
120		303,700				
121		304,100				
122		304,300				
123		304,600				
124		304,900				
125		305,200				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に改める。

第14条第3項を次のとおり改める。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」とする。

第15条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の48.75」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	180,000
2	230,000
3	280,000
4	330,000
5	380,000
6	427,000
7	472,000
8	533,000

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(次条において「改正後の給与条例」という。)の規定及び第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例(次条において「改正後の任期付職員条例」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

説 明

国家公務員の給与に関する法律の改正（人事院勧告）に伴い、期末・勤勉手当及び給料表について改定するため、条例を改正するものである。

議案第7号

士幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

士幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

士幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
	円		円		円		円
1	162,100	41	217,800	81	268,900	121	294,400
2	163,200	42	218,900	82	269,900	122	294,800
3	164,400	43	219,900	83	270,900	123	295,100
4	165,500	44	220,900	84	271,800	124	295,500
5	166,600	45	226,800	85	272,700	125	295,700
6	167,700	46	228,200	86	273,600	126	295,900
7	168,800	47	229,600	87	274,500	127	296,200
8	169,900	48	231,000	88	275,400	128	296,600
9	170,900	49	232,400	89	276,300	129	296,800
10	172,300	50	234,000	90	277,200	130	297,100
11	173,600	51	235,500	91	278,100	131	297,500
12	174,900	52	236,900	92	279,000	132	297,900
13	176,100	53	238,100	93	280,000	133	298,100
14	177,600	54	239,700	94	281,000	134	298,400
15	179,100	55	241,200	95	281,900	135	298,800
16	180,700	56	242,600	96	282,800	136	299,100
17	181,800	57	243,600	97	283,300	137	299,300
18	183,200	58	245,100	98	284,000	138	299,600
19	184,600	59	246,400	99	284,700	139	300,000
20	186,000	60	247,600	100	285,600	140	300,300

21	187,300	61	248,700	101	286,600	141	300,500
22	189,600	62	249,700	102	287,400	142	300,900
23	191,800	63	250,600	103	288,200	143	301,300
24	194,000	64	251,500	104	289,000	144	301,600
25	196,200	65	252,400	105	289,700	145	301,800
26	197,900	66	253,300	106	290,200	146	302,000
27	199,400	67	254,100	107	290,600	147	302,300
28	200,900	68	254,900	108	291,000	148	302,700
29	202,400	69	255,600	109	291,200	149	302,900
30	203,800	70	256,700	110	291,500	150	303,100
31	205,200	71	257,900	111	291,700	151	303,400
32	206,600	72	259,000	112	292,000	152	303,700
33	208,000	73	260,200	113	292,200	153	304,100
34	209,300	74	261,400	114	292,400	154	304,300
35	210,600	75	262,500	115	292,700	155	304,600
36	211,900	76	263,600	116	292,900	156	304,900
37	213,200	77	264,700	117	293,200	157	305,200
38	214,400	78	265,800	118	293,500		
39	215,600	79	266,900	119	293,800		
40	216,700	80	267,900	120	294,100		

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。ただし、第33条に規定する会計年度任用職員を除く。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の士幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定を適用する場合には、改正前の士幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

説 明

国家公務員の給与に関する法律の改正(人事院勧告)に伴い、期末・勤勉手当及び給料表について改定するため、条例を改正するものである。

議案第 8 号

士幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

士幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

士幌町長等の給与等に関する条例（昭和46年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100分の220」を「100分の225」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の士幌町長等の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定及び次項の規定は、令和 5 年12月 1 日から適用する。
（期末手当に関する特例）
- 2 令和 5 年12月に支給する期末手当についての改正後の条例第 4 条の規定の適用については、同条第 2 項中「100分の225」とあるのは、「100分の230」とする。
（給与の内払）
- 3 改正後の条例（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定を適用する場合においては、改正前の士幌町長等の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

説 明

一般職の職員の期末・勤勉手当の支給率引き上げを考慮し、町長等の期末手当支給

議案第9号

士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案

士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の440」を「100分の450」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（報酬等の内払）

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された報酬等は、改正後の条例の規定による報酬等の内払とみなす。

説 明

一般職の職員の期末・勤勉手当の支給率引き上げを考慮し、議会議員の期末手当支給率について改定するため、条例を改正するものである。

議案第10号

士幌町空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例案

士幌町空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例

士幌町空家等対策協議会設置条例（令和3年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年12月13日から施行する。

説 明

空家等対策の推進に関する特別措置法の改正により、条例を改正するものである。

議案第11号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「

6 町長	高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務であって規則で定めるもの
7 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務以外の事務であって規則で定めるもの
8 教育委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの

」を「

6 町長	高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務であって規則で定めるもの
7 町長	乳幼児等の保護者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
8 町長	重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母または父及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
9 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務以外の事務であって規則で定めるもの
10 教育委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの

」に改める。

別表第2に次のように加える。

7 町長	乳幼児等の保護者に対する医療費の助成	地方税関係情報、住民
------	--------------------	------------

	に関する事務であって規則で定めるもの	票関係情報、医療保険給付関係情報または士幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母または父及び児童に対する医療費の助成に関する情報
8 町長	重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母または父及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、医療保険給付関係情報、障害者関係情報または士幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例による乳幼児等の保護者に対する医療費の助成に関する情報

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

個人番号の情報連携を行う事務として追加するため、条例を改正するものである。

議案第12号

士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正により、条例を改正するものである。

議案第13号

士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

士幌町国民健康保険税条例（昭和43年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第23条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
 - (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第24条の3の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第24条の4 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他町長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、町長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の士幌町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

説 明

地方税法等の改正により、条例を改正するものである。